

# 令和元年台風第19号の被災者の皆様 (令和2年2月~3月の取扱い)



## 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

- **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

### 長野県 対象保険者（令和2年2月～3月）

令和2年2月27日現在で長野県が把握している対象保険者  
(厚生労働省の発表と異なる場合がありますが、こちらが最新情報です。)

[国保・介護保険] 長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市（国保のみ）、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村（国保のみ）、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、麻績村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村（介護のみ）、飯綱町、栄村、長野県医師国保組合、長野県建設国保組合（上記の②～⑤は対象外）

※ 飯山市介護保険については、窓口で免除証明書を提示することで、利用料不要となります。

[上記以外] 後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはあります。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

## この窓口での取扱いは 令和2年3月末まで です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。

**猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付**されますので、お手続をお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について  
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。